

韓国の貸金業法における規制体系

朴 賢根（パク・ヒョングン）弁護士（韓国破産再生弁護士会会長）

I. 序論：貸金業法の制定背景と立法趣旨

1. 歴史的背景

韓国の貸金業法は、1997年のアジア通貨危機以降、金融市場の急激な変化の中で誕生した。1998年1月13日、国際通貨基金（IMF）の勧告により利息制限法が廃止され、利率上限を定める法的根拠が失われた。その結果、高利貸しや過度な債権取立て等、さまざまな社会的弊害が生じ、庶民金融市場は無法地帯と化した。

これらの問題を解決するため、2002年8月26日に「貸金業等の登録および金融消費者保護に関する法律」（以下、「貸金業法」という。）が制定された。制定当初の貸金業法は、地下経済において非合法に活動していた高利貸しを登録制度により公的管理下に置き、一定規模以下の貸付行為に対しては、上限金利を三年間の時限的措置として規制することを骨子としていた。この有効期間はその後も延長され、現在まで存続している。また、利息制限法は2007年3月29日に再制定され、独立した法律として並存している。

2. 立法目的

貸金業法第1条は、その立法目的を明確に規定している。第一に、貸金業および貸金仲介業の登録および監督に関する必要事項を定めることである。第二に、貸金業者および与信金融機関による違法な債権取立て行為や不当な利率等を規制することである。第三に、これらを通じて貸金業の健全な発展を図り、金融消費者を保護することにある。

このような立法目的は、庶民金融市場の透明性を高め、ヤミ金による被害を防止し、金融的に排除されやすい層の権益を保護しようとする政策的意思を反映したものである。

II. 貸金業の定義と登録制度

1. 貸金業および関連概念の定義

貸金業法第2条は、貸金業に関する主要概念を定義している。

(1) 「貸金業」とは、利益を得る目的で継続的または反復的に金銭を貸し付けることを業とする行為をいう。ここでいう「貸付」には、手形割引、譲渡担保、その他これに類似する方法による金銭の交付が含まれる。これは単なる金銭貸借よりも広い概念であり、実質的に金銭が交付され、利率および弁済期が明確に設定されているすべての取引を包括するものである。

判例は、「業として行う」とは、同一の行為を継続的にまたは反復して行うことを意味すると解釈しており、単に人的・物的設備の有無に関係なく、貸金行為の反復・継続性、営業性の有無、行為の目的・規模・回数・期間・態様等を総合的に考慮し、社会通念に照らして判断すべきであると判示している（大法院 2012年7月12日宣告 2012도4390判決）。

また、貸金業法は「貸金債権買取回収業」を別途に規定している。これは、登録された貸金業者または与信金融機関から貸金契約に基づく債権を譲り受け、それを回収することを業とする行為をいう。

(2) 「貸金仲介業」とは、利益を得る目的で継続的または反復的に金銭の貸付を実質的にあつせんまたは仲介する行為を業とするものである。貸金仲介業者は、貸金業者とは別に登録を受けなければならない、与信金融機関と委託契約を締結して活動する「貸付募集人」もこの範疇に含まれる。

(3) 「与信金融機関」とは、他の法令に基づき認可または許可を受けて貸金業を行う金融機関をいう。これらの機関は、貸金業法の一部（特に債権回収に関する規定）の適用を受けるが、登録義務は免除されている。

(4) 「ヤミ金融業者」および「ヤミ金融仲介業者」とは、登録または登録更新を行わずに実質的に貸金業または貸金仲介業を営む者をいう。これらの者に対しては、2025年の改正により極めて厳しい制裁措置が導入された。

2. 登録制度の構造

貸金業法第3条は、貸金業および貸金仲介業の登録制度を規定している。登録制度は二重構造を採っている。

(1) 市・道知事への登録（第3条第1項）

一般的な貸金業者および貸金仲介業者は、営業所ごとに当該営業所を管轄する市・道知事に登録しなければならない。これは、地域単位での小規模貸金業者を管理するための体制である。

(2) 金融委員会への登録（第3条第2項）

次のいずれかに該当する貸金業者は、金融委員会に登録しなければならない。第一に、二つ以上の市・道に営業所を設置しようとする者。第二に、貸金債権買取回収を業として行おうとする者。第三に、「独占規制および公正取引に関する法律」に基づき指定された相互出資制限企業集団に属する者。第四に、主要株主が与信金融機関である者。第五に、資産規模が一定基準を超える法人。第六に、貸金仲介システムを利用して貸金仲介業を行おうとする者である。

登録の有効期間は登録日から3年間であり（第3条第6項）、継続して貸金業を営む場合は、有効期間満了日の3か月前から1か月前までの間に登録更新を申請しなければならない（第3条の2）。

3. 登録要件の強化

貸金業法第3条の5は登録要件を詳細に定めており、2025年改正によりその内容は大幅に強化された。

(1) 自己資本要件

2025年の改正前には、貸金仲介業のみを行う者については自己資本要件が免除されていたが、改正後はすべての貸金業者および貸金仲介業者が最低限の自己資本を備えることが義務づけられた。具体的には、市・道知事に登録する貸金業者は、法人の場合3億ウォン、個人の場合1億ウォンの自己資本を有する必要がある。貸金仲介業のみを行う者は、オフラインの場合3千万ウォン、オンラインの場合1億ウォンの自己資本が必要である。金融委員会に登録する貸金業者は、貸金債権買取回収業の場合5億ウォン、その他の場合3億ウォンの自己資本を備えなければならない。

このような自己資本要件の引き上げは、いわゆる「名ばかり登録貸金業者」を排除し、資本力を備えた健全な貸金業者のみが市場に参入できるようにすることで、

金融消費者保護を強化することを目的としている。

(2) 固定事業所・人員・電算設備の整備

2025年の改正により、貸金業のための固定事業所に加え、適切な人員および電算設備を備えることも求められるようになった。

(3) 教育の履修義務

登録または登録更新を申請する者、代表者、または業務総括使用人の変更登録を行う者は、貸金業に関する遵守事項等の教育を受講しなければならない（第3条の4）。

(4) 欠格事由

代表者、役員、業務総括使用人が第4条第1項の欠格事由に該当してはならない。

(5) 法人の追加要件

法人の場合、過去5年間に貸金業法違反で罰金刑以上を受けた事実がないこと、破産宣告を受けて復権していないこと、過去3年間に廃業した事実がないこと（改正前の1年間から強化）、過去5年間に登録取消処分を受けた事実がないこと等の条件を満たす必要がある。

(6) 登録期間中の要件維持義務

2025年の改正により、登録要件は登録時点だけでなく、登録期間中も継続して維持しなければならない。

4. 役員等の資格制限

貸金業法第4条は、貸金業者の代表者、役員、業務総括使用人の資格を厳格に制限している。

欠格事由としては、未成年者、成年被後見人または被保佐人の地位にある者、破産宣告を受けて復権していない者、禁錮以上の実刑を受けて執行が終了または免除された日から5年を経過していない者、禁錮以上の刑の執行猶予または宣告猶予期間中にある者等が挙げられる。

特に注目すべきは、貸金業法および刑法の特定条項（傷害・暴行・逮捕・脅迫・住居侵入・恐喝等債権回収に関連する罪）、暴力行為等処罰に関する法律、信用情報法、債権回収法、個人情報保護法等を違反し、罰金刑を受けてから5年を経過して

いない者も欠格事由に該当する点である。これは、債権回収過程における違法行為を防止するための措置である。

また、代表者または業務総括使用人は、他の貸金業者の代表者または業務総括使用人を兼任することができない（第4条第2項）。さらに、役員または従業員が就任後に欠格事由に該当した場合、その職を当然に失うものとする（第4条第3項）。

III. 貸金契約の締結と利率規制

1. 貸金契約締結時の遵守事項

貸金業法第6条は、貸金契約を締結する際に貸金業者が遵守すべき事項を詳細に規定している。

（1）契約書交付義務

貸金業者は、取引相手方と貸金契約を締結する際、相手方が本人であることを確認したうえで、次の事項を記載した契約書を交付しなければならない。すなわち、貸金業者および取引相手方の情報、契約日、貸付金額、上限金利、貸付利率（年利）、返済期間および方法、返済口座番号、付帯費用、損害賠償または強制執行に関する約定、保証契約の内容、早期償還条件、延滞利率等である。

（2）説明義務

貸金業者は、契約書に記載されたすべての事項を取引相手方に説明しなければならない（第6条第2項）。保証契約を締結する場合には、保証人に対して保証契約書および貸金契約書の写しを交付し、その内容を説明しなければならない（第6条第3項・第4項）。

（3）書類保管義務

貸金業者は、契約書および契約関連書類を、貸金契約または保証契約の締結日から債務弁済日後2年間保管しなければならない（第6条第5項）。

（4）閲覧および証明書発給義務

貸金契約または保証契約の当事者またはその代理人は、貸金業者に対し契約書および関連書類の閲覧または証明書発給を請求でき、貸金業者は正当な理由なくこれを拒否することができない（第6条第6項）。

2. 重要事項の自筆記載義務

貸金業法第6条の2は、貸金契約の重要事項について取引相手方が自筆で記載することを義務づけている。自筆記載の対象は、貸付金額、貸付利率および返済期間である。保証契約の場合は、保証期間、被保証債務の金額および保証の範囲を保証人自身が自筆で記載しなければならない。

ただし、電子署名法に基づく認証書を用いて本人確認を行い、インターネット上で本人が直接入力した場合、または音声録音等、大統領令で定める方法により本人確認および同意意思を確認した場合には、自筆記載としてみなされる（第6条の2第3項）。

判例においても、自筆記載要件を満たしていない契約の効力は否定されている。ソウル高等法院 2023 年 3 月 22 日判決（2020 나 2032068）は、代表取締役名義を借用し、代理人が根保証書に記名押印した事案において、自筆署名または適法な委任に基づく代行がないため、根保証契約は有効に成立していないと判示した。

一方、大法院 2018 年 3 月 29 日判決（2017 다 257395）は、公認認証書により本人確認がなされた電子文書の場合、本人の意思に反して作成・送信されたとしても、受信者が追加の本人確認手続を経ずに電子文書に含まれる意思表示を作成者のものと認識することができるとし、この法理は貸金契約にもそのまま適用されると判示している。

3. 過剰貸付の禁止

貸金業法第7条は、貸金業者による過剰貸付を禁止している。

(1) 所得・資産・負債確認義務

貸金業者は、貸金契約を締結しようとする場合、取引相手方から所得証明書類（源泉徴収票、所得金額証明書等）、負債残高証明書、財産権利証明書類、信用情報照会結果等を提出させ、取引相手方の所得・資産・負債状況を把握しなければならない。ただし、貸付金額が一定金額以下（29歳以下または70歳以上の者は100万ウォン以下、それ以外は300万ウォン以下）の場合には、例外とする（第7条第1項）。

(2) 返済能力を超える貸付の禁止

貸金業者は、取引相手方の所得、資産、負債状況、信用および返済計画等を考慮

し、客観的な返済能力を超える貸金契約を締結してはならない（第 7 条第 2 項）。

もっとも、判例はこの規定に違反した場合、市・道知事が営業停止を命じ得るにとどまり、契約自体が無効となるものではないと判示している（大邱地方法院 2022 年 2 月 16 日判決、2021 나 322201）。

（3）目的外使用の禁止

提出された書類を目的外に使用した場合、3 年以下の懲役または 3,000 万ウォン以下の罰金に処される（第 19 条第 4 項第 2 号）。

4. 担保提供確認義務

貸金業法第7条の2は、貸金業者が第三者名義の担保を受ける場合、その第三者本人に対し担保提供の意思を確認することを義務づけている。これは、名義の盗用や詐欺による被害を防止するために設けられた規定である。

5. 総資産限度規制

貸金業法第7条の3は、金融委員会に登録した貸金業者について、総資産が自己資本の10倍を超えてはならないと定めている。この規制は、貸金業者の過度なレバレッジを抑制し、財務の健全性を維持するとともに、貸金業市場の安定性を確保することを目的としている。

6. 利率の制限

貸金業法第8条は、貸金業者の利率を厳格に制限している。

（1）上限金利

貸金業者が個人または小規模事業者に貸付を行う場合、その金利は年 20%（大統領令で定める率）を超えることはできない（第 8 条第 1 項）。この上限は、2002 年の制定当初に年 70%であったものが、段階的に引き下げられ、現在の水準に至ったものである。

（2）利息概念の拡大

利率を算定する際には、謝礼金、割引金、手数料、控除金、延滞利息、代納金等、名称のいかんを問わず、貸付に関連して貸金業者が受け取るすべての金銭を「利息」とみなす。ただし、担保権設定費用および信用照会費用は除外される（第 8 条第 2

項)。

大法院 2015 年 7 月 23 日判決 (2014 ㉔ 8289) は、名目の如何を問わず、貸金業者と債務者の間の金銭貸借に関連し、その対価とみなされるすべての金銭は利息に該当すると判示した。また、貸金業者が債務者から徴収した金銭を後に返還する旨を約定していても、その約定が形式的で実際に返還意思がない、または返還不能である場合、徴収金は利息とみなすべきであるとした。

(3) 延滞利率の制限

貸金業者は、大統領令で定める率を超えて延滞利息を受け取ってはならない (第8条第3項)。

(4) 超過利息の効力

上限金利を超える利息契約は、超過部分について無効とされる (第8条第4項)。債務者が上限金利を超える利息を支払った場合、その超過金は元本に充当され、なお残額があるときは返還を請求できる (第8条第5項)。

(5) 前払利息の処理

貸金業者が前払利息をあらかじめ差し引く場合は、その控除額を除いた実際の受領金額を元本とし、利率を算定する (第8条第6項)。

大法院2012年3月15日判決 (2010㉔11258) は、前払利息を差し引き、約定貸付期間満了前に元金が返済された場合、前払利息のうち実際の貸付期間に対応する制限利率を超過する部分は、中途返済手数料として受領したとしても、制限利率を超えるものとみなすと判示した。

(6) 違反時の処罰

制限利率を超過して利息を受け取った者は、5年以下の懲役または2億ウォン以下の罰金に処される (第19条第2項第2号)。

(7) 利率判断基準

大法院 2012 年 8 月 17 日判決 (2010 ㉔ 7059) は、貸金業者が制限利率を超える利息を受け取る旨を約定した場合、実際に受領した利息に関し、返済時点までの借入元本残高および借入期間に基づき算定される利率が制限利率を超えるときは処罰対象となると判示した。また、元利金を分割返済する場合にも、各返済額ごとに制限利率超過の有無を判断すべきであるとした。

(8) 未登録貸金業者の利率

大法院2009年6月11日判決（2009다12399）は、未登録貸金業者が貸付を行う場合には、利息制限法が適用され、上限金利は年30%に制限されると判示した。

7. ヤミ金融業者との契約効力

2025年1月21日の改正により新設された貸金業法第11条は、ヤミ金に対する制裁を画期的に強化した。

(1) 利息受領の禁止および利息契約の全面無効

ヤミ金融業者が貸付を行う場合、当該貸付契約に基づく利息を受け取ることはできず、その利息に関する約定は全て無効となる（第11条第1項）。従来は最高金利を超過する部分のみ無効とされていたが、改正後は利息契約全体を無効（利率0%）とするものであり、ヤミ金を強力に抑止する措置である。

(2) 商法規定の適用除外

ヤミ金融業者には、商法第54条（商事債務の利息）および第55条（商事法定利率）の規定を適用しない。これは、ヤミ金融業者が商法上の法定利率さえも主張できないようにするためである。

(3) 違反時の処罰

この規定に違反して利息を受け取った者は、5年以下の懲役または2億ウォン以下の罰金に処される（第19条第2項）。

金融監督院の報道資料によれば、この改正によりヤミ金融業者の市場参入意欲は大幅に抑制され、違法貸付の被害者は、ヤミ金契約の無効を通じて、より厚く保護されることが期待されている。また、ヤミ金契約の無効確認訴訟の提起件数が大幅に増加することが予想される。

8. 貸金契約の無効および取消事由

貸金業法第8条の2は、貸金契約の効力に関する特則を定めている。

(1) 無効事由

以下の場合、貸金契約は無効となる。貸付提供者は、相手方に元本の返還または利息の支払いを請求することができず、相手方が既に支払った元本および利息は返還しなければならない。

第一に、貸金契約の過程で性的欲求を喚起し得る映像物等を要求・収集・提供・流通した場合、または人身売買・身体を提供・強制就労等、個人の身体や自由を著しく侵害する行為を要求した場合。

第二に、暴行・脅迫・逮捕・監禁・欺罔・威力を用いる等して、あるいは債務者の窮迫・軽率・未熟さを利用して不当な条件で締結され、その内容が相手方に著しく不利益である場合。

第三に、債権回収法により禁止されている内容を含む契約である場合。

第四に、貸付利率が上限金利の3倍以上であり、大統領令で定める率を超過する内容で締結された場合である。

(2) 取消事由

次の場合、取引相手方は貸金契約を取り消すことができる。

第一に、与信金融機関または貸金業者の資格を詐称して締結された貸金契約である場合。

第二に、貸金業者またはヤミ金融業者が貸金契約書または保証契約書を取引相手方に交付しなかった場合（ただし、他の法令により交付が免除または代替される場合を除く）。

第三に、貸金契約書または保証契約書に重要事項が実際と異なって虚偽記載されている場合である。

IV. 貸金業の営業規制

1. 貸付条件の揭示義務

貸金業法第9条第1項は、貸金業者に対し、各営業所ごとに登録証、貸付利率、利息計算方法、返済方法、延滞利率等の重要事項を一般人が認識できるよう揭示することを義務づけている。2012年の改正により揭示事項に「登録証」が追加されたが、これは貸金業者が法的に貸金業を営む資格を有することを証明する書類であり、金融消費者保護のための重要な情報である。

判例は、かかる揭示義務が貸金業者の「成立要件」ではなく、営業過程における「遵守事項」であることを明確にしている。大田地方法院天安支院 2013 年 12 月 19 日判決（2013 고단 1275）は、広告、備置場所、仲介手数料、一定利率の有無にかかわらず、金銭の貸付を業として行えば足り、貸金業法第9条の揭示・広告義務は貸金業者が守るべき遵守事項にすぎず、これを備えていないからといって貸金業者に当たらないわけではないと判示した。

2. 広告規制

貸金業法は、貸金業者および貸金仲介業者の広告を厳格に規制している。

(1) 広告の必須記載事項（第9条第2項・第3項）

貸金業者または貸金仲介業者が広告を行う場合、名称または代表者氏名、登録番号、貸付利率（年利）および延滞利率、利息以外の追加費用、早期償還条件、過重債務の危険性ならびに信用等級または個人信用スコア低下の可能性を告知する警告文等を含めなければならない。

憲法裁判所2013年7月25日決定（2012헌바67）は、これらの広告規制が明確性原則に違反しないと判断した。同決定は、「貸付条件等」とは、貸金業者が自己の役務に関する貸付契約を消費者と締結する前に示す重要な要件であり、また契約締結時に相手方を保護するために貸金業者に要求すべき重要事項を指すとし、「貸付条件等に関する広告」は「貸付契約に対する申込みの誘引としての広告」を意味すると合理的に解し得ると述べた。

(2) 広告方式の規制（第9条第4項）

貸金業者等は、広告文案および表記を、一般人が容易に認識できるよう大統領令で定める方式に従って表示しなければならない。具体的には、商号は商標より大きく表示し、登録番号、電話番号、利率、付帯費用、警告文は商号と同じかそれ以上の大きさで、他の広告事項と容易に区別し得るようにしなければならない。

(3) 放送広告の時間制限（第9条第5項）

2015年に新設された規定により、貸金業者等が放送を利用して広告する場合、平日は午前7時～9時および午後1時～10時、土曜日・祝日は午前7時～午後10時には広告できない。これは青少年等の脆弱層が無分別な貸付広告にさらされることを防ぐための措置である。

(4) 広告主体の限定（第9条の2）

貸金業者または与信金融機関でなければ貸金業に関する広告を行うことはできず、貸金仲介業者または貸付募集人でなければ貸金仲介業に関する広告を行うことはできない。もっとも、ソウル西部地方法院 2024 年 9 月 5 日判決（2023 노 1029）は、未登録貸金業者が共犯関係にない第三者の未登録貸金業に関する広告を代行する行為は、第9条の2第1項の適用対象には当たらないと判示した。

(5) 虚偽・誇大広告の禁止（第9条の3）

貸金業者等は、貸付利率、貸付対象者、貸金仲介により貸付を行う貸金業者等について、事実と異なる表示、事実を過度に誇張する方法、事実の秘匿・縮小、比較対象や基準を明示しない表示、客観的根拠なく自らの貸付が他の貸金業者より有利であると主張する表示をしてはならない。また、政府機関または金融機関と誤認され得る表現、庶民金融商品と誤認され得る表現の使用も禁止される。

公正取引委員会の審決例によれば、実際と異なる期間の金利表示、信用等級の制限なしに貸付可能であるかのような表示、無利子期間の誇張等の行為が制裁の対象となっている。

3. 違法貸付広告の遮断制度

貸金業法第9条の6は、違法な貸付行為等に用いられた電話番号の利用停止制度を定めている。

(1) 即時停止の対象（第9条の6第1項）

市・道知事等は、未登録貸金業者の広告や、貸金業法または債権回収法に基づき処罰対象となる行為に利用された電話番号を発見した場合、科学技術情報通信部長官に対し、当該電話番号について電気通信役務の提供停止を要請できる。

(2) 是正後の停止対象（第9条の6第2項）

登録貸金業者が広告方式違反または虚偽・誇大広告を行った場合、市・道知事等はまず広告中止を命じ、これに従わなければ電話番号の利用停止を要請できる。

2025年7月の改正により、本制度は違法な貸付広告にとどまらず、違法な債権回収および違法貸付行為全般へと対象が拡大された。金融監督院は、暴言・脅迫、第三者への債務事実の告知、個人情報漏洩等の違法な債権回収行為の申告があった場合、当該電話番号の利用停止を行い、カカオトーク・LINE等のSNS・メッセージャーを用いた違法債権回収についても制裁対象に含めている。

4. 雇用制限

貸金業法第9条の5は、貸金業者等が特定の犯罪経歴を有する者を雇用したり、業務を委任することを禁止している。

(1) 雇用禁止の対象

暴力行為等処罰に関する法律第4条の違反により禁錮以上の刑を言い渡され、その執行が終了または免除された日から5年を経過していない者、貸金業法、刑法、信用情報法、債権回収法、個人情報保護法等に違反して刑を言い渡された者、他の貸金業者の代表者または業務総括使用人に選任されている者等が含まれる。

(2) 業務の委任・代理の禁止

貸金業者等は、上記の雇用禁止対象者に対し、貸金業等に関する業務を委任し、または代理させてはならない。

これは、債権回収過程において生じ得る違法な暴力行為等を防止するための措置であり、直接雇用に限らず、委任・代理等、実質的に貸金業関連業務を遂行するあらゆる場合を規制対象とするものである。

5. ヤミ金との取引禁止

貸金業法第9条の4は、貸金業者とヤミ金融業者との連結を遮断するための規定である。

(1) ヤミ金融業者からの債権譲受・回収の禁止（第9条の4第1項）

貸金業者は、ヤミ金融業者から貸付契約に基づく債権を譲り受けて回収する行為をしてはならない。判例は、この規定に違反した行為の私法上の効力自体は否定されないものの、刑事処罰の対象となると解している（ソウル北部地方法院 2024 年 3 月 26 日判決、2022 가단 116501）。

(2) ヤミ金融仲介業者を介した貸付の禁止（第9条の4第2項）

貸金業者は、ヤミ金融仲介業者から仲介を受けた相手方に対して貸付をしてはならない。

(3) 債権譲渡対象者の限定（第9条の4第3項）

貸金業者または与信金融機関は、金融委員会に登録した貸金業者、与信金融機関等、大統領令で定める者以外に、貸付契約に基づく債権を譲渡することはできない。これは、貸金債権がヤミ金融業者に無分別に流通し、過度な取立てが生じることを防止するための措置である。

V. 貸金仲介業の特別規制

1. 仲介手数料の規制

貸金業法第11条の2は、貸金仲介業の核心である仲介手数料について厳格な規制を設けている。

(1) 取引相手方からの受領禁止（第11条の2第2項）

貸金仲介業者および貸付募集人、ならびにヤミ金融仲介業者は、名称のいかんを問わず、貸金仲介に関連して発生する手数料・謝礼金・着手金等の仲介手数料を、貸付を受ける取引相手方から受領してはならない。

(2) 貸金業者が支払う仲介手数料の上限（第11条の2第3項）

貸金業者が個人または小規模法人に貸付を行う場合、貸金仲介業者等に支払う仲介手数料は、当該貸付金額の5%の範囲内で大統領令に定める率を超えてはならない。2021年の改正により仲介手数料の上限率は1%ポイント引き下げられ、現在は「500万ウォン以下は3%、500万ウォン超は2%」となっている。

(3) 与信金融機関が支払う仲介手数料（第11条の2第4項）

与信金融機関が貸金仲介業者等に対して仲介手数料を支払う場合にも、上記の上限が準用される。

(4) 違反時の是正命令（第11条の2第5項）

金融委員会は、与信金融機関が仲介手数料の上限を超えて支払った場合、是正を命ずることができる。

判例は、仲介手数料規制の実効性を高めるため、脱法行為を厳格に制限している。大法院2014年11月13日判決（2014다24785）は、債務者が貸金仲介業者に直接仲介手数料を支払った場合であっても、それが貸金業者と無関係に支払われたものではなく、貸金業者が仲介業者に債務者から直接仲介手数料を受領させ、自らは手数料を支払わなかったのであれば、それは貸金業者自身が負担すべき費用を債務者に転嫁したものであり、実質的に利息（前払利息）とみなされると判示した。

また、大邱高等法院2024年5月22日判決（2023나17001）は、P2P融資においてプラットフォーム利用料が実質的に仲介手数料の一種であり、利息に該当すると判断している。

(5) 違法受領仲介手数料の返還

釜山高等法院昌原支院2013年8月30日判決（2012나511）は、貸金業者が取引相手

方から仲介手数料を受領する行為は第11条の2第2項に違反し、法的根拠のない利得として不当利得返還義務を負うと判示した。

2. 貸金仲介業者の案内義務

2025年の改正により新設された第11条の2第7項は、貸金仲介業者に対し、貸金利用者保護のために貸金利用時の注意事項等を案内する措置を講ずることを義務づけている。その具体的な基準および手続は大統領令で定められることになっている。

3. 貸金仲介を委託した貸金業者の損害賠償責任

貸金業法第11条の3は、貸金業者または与信金融機関が貸金仲介業者等に貸金仲介を委託した場合の責任関係を定めている。

(1) 原則的な賠償責任（第11条の3第1項）

貸金業者または与信金融機関は、貸金仲介業者等が委託を受けて貸金仲介を行う過程で貸金業法に違反し、取引相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。

(2) 免責事由

ただし、貸金業者または与信金融機関が仲介委託に際し相当な注意を払い、かつ仲介業者等による違法行為や損害発生を防ぐために十分な努力を行った場合は、責任を免れることができる。

(3) 求償権の行使（第11条の3第2項）

上記の賠償責任は、当該貸金仲介業者等に対する貸金業者または与信金融機関の求償権の行使を妨げるものではない。

判例は、この規定の適用範囲を「貸金仲介の過程」で生じた貸金業法違反行為に限定している。大田地方法院 2024 年 1 月 30 日判決（2023 가단 212093）は、貸付金の未払いは仲介完了後の貸金契約上の債務履行問題であり、仲介過程の問題ではないため第11条の3の適用対象にはならないと判示した。

VI. 大株主との取引制限および損害賠償責任

1. 大株主との取引制限

貸金業法第10条は、2015年の東洋グループ事案を契機に新設された条項であり、大企業系列会社による迂回的資金支援を防止することを目的としている。

(1) 相互出資制限企業集団に属する貸金業者の信用供与限度（第10条第1項）

相互出資制限企業集団に属する貸金業者が、その大株主（最大株主およびその特殊関係人を含む）に対して行う「信用供与」の総額は、当該貸金業者の自己資本の100%を超えてはならない。

ここでいう「信用供与」とは、貸付、支払保証、資金支援的性格を持つ有価証券の取得、その他金融取引上信用リスクを伴う直接的または間接的な取引を包括する概念である。ソウル高等法院 2022 年 1 月 26 日判決（2020 ㄴ 51909）は、「信用供与とは、経済的支払能力を他人に提供し、その利用を一時的に可能とする形態の取引を包括する概念である」と判示している。

(2) 報告および公示義務（第10条第2項）

相互出資制限企業集団に属する貸金業者が、大株主に対して大統領令で定める金額以上の信用供与を行おうとする場合、その事実を金融委員会に遅滞なく報告し、インターネットホームページ等を通じて公示しなければならない。

(3) 限度超過時の措置（第10条第3項・第4項）

追加の信用供与を行っていないにもかかわらず、自己資本の変動や大株主の変更等により限度を超過した場合は、大統領令で定める期間内に限度内に是正しなければならない。やむを得ない事情がある場合は、金融委員会の承認を受けてその期間を延長することができる。

(4) 与信金融機関が最大株主である場合の信用供与の全面禁止（第10条第7項）

与信金融機関が最大株主である貸金業者は、その大株主に対して信用供与を行うことができず、大株主も当該貸金業者から信用供与を受けてはならない。これは、金融会社の資金が貸金業者を経由して非金融系列会社に流入することを防止するための措置である。

本条の構造は、銀行法、与信専門金融業法、保険業法、資本市場法等、他の金融関連法における大株主取引制限の規定と類似しており、貸金業者が大企業または金融系列会社への資金供給経路として機能することを防ぐことを目的としている。

2. 取引相手方に対する損害賠償責任

貸金業法第11条の4は、貸金業者等の損害賠償責任を定めている。

(1) 損害賠償責任（第 11 条の 4 第 1 項）

貸金業者等（ヤミ金融業者およびヤミ金融仲介業者を含む）は、貸金業等を行う過程で、故意または過失により違法行為を行い、取引相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。

(2) 保証金の供託または保険・共済への加入義務（第 11 条の 4 第 2 項）

貸金業者等は、業務を開始する前に損害賠償責任を担保するため、保証金を供託するか、または保険もしくは共済に加入しなければならない。保証金の額は、市・道知事登録の場合 1,000 万ウォン、金融委員会登録の場合 5,000 万ウォンである。

判例は、第11条の4にいう「取引相手方」に貸付を受ける債務者のみならず投資家も含まれると解釈している。ソウル東部地方法院2019年11月26日判決（2019가단141181）は、P2P融資において、貸金業者が債務者の信用状態を十分に確認しなかった過失により、投資家が損害を被ったとし、投資家は第11条の4に基づいて損害賠償を請求できると判示した。

また、ソウル中央地方法院 2025 年 8 月 13 日判決（2024 가단 5154510）は、貸金業者が第三者に質権を設定した債権を有していないにもかかわらず、故意に債務者から取立てを行った行為は違法行為に該当し、ソウル保証保険は保証保険契約に基づき、保険金額の範囲内で賠償責任を負うと判示した。

VII. 利用者保護のための特別制度

1. 利用者保護基準と保護監視人

貸金業法第9条の7は、2016年の改正により新設された条項であり、一定規模以上の貸金業者に対し、自主的な内部統制体制を構築することを義務づけている。

(1) 保護基準の制定義務（第 9 条の 7 第 1 項）

金融委員会に登録した貸金業者等のうち、大統領令で定める資産規模以上の者は、法令の遵守および取引相手方の保護を目的として、役職員が職務を遂行する際に遵守すべき基本的手続および基準、すなわち「保護基準」を定めなければならない。具体的には、貸金債権買取回収業者は直前事業年度末における資産が 10 億ウォン以

上、その他の貸金業者は 500 億ウォン以上の場合に該当する。

(2) 保護監視人の選任義務（第 9 条の 7 第 2 項・第 3 項）

保護基準を定める貸金業者等は、その遵守状況を点検し、違反が確認された場合には調査および監査を行う「保護監視人」を 1 名以上置かなければならない。保護監視人の任免は、取締役会の決議を経て行う必要がある。

(3) 保護監視人の資格要件（第 9 条の 7 第 4 項）

保護監視人となることができるのは、以下のいずれかの経歴を有する者に限られる。

- ① 韓国銀行または金融監督対象機関において 10 年以上勤務した経歴を持つ者。
- ② 金融または法学分野の修士号以上の学位を有し、研究機関または大学において 5 年以上勤務した者。
- ③ 弁護士資格を有し、5 年以上の実務経験を有する者。
- ④ 企画財政部・金融委員会・金融監督院・証券先物委員会において 5 年以上勤務し、退職後 5 年以上経過した者。

保護監視人は、貸金業の利用者保護に関する計画の策定、法令遵守状況の点検および改善、役職員に対する教育計画の樹立等を担当する。また、他の営利法人の常時的業務に従事することはできず、善良な管理者の注意義務をもって職務を遂行しなければならない。

2. 差別の禁止

貸金業法第9条の8は、2020年に新設された条項であり、貸金業者が貸付契約を締結する際、正当な理由なく性別・学歴・障がい・社会的身分等を理由として、取引相手方に不当な差別的条件を課してはならないと定めている。

ただし、「正当な理由なく」との限定が付されており、取引相手方の信用度、返済能力、担保価値等、貸付審査上の合理的基準に基づく条件の差異までは禁止していない。この規定には直接的な刑事罰は設けられていないが、違反により取引相手方が損害を受けた場合には、第 11 条の 4 第 1 項に基づき損害賠償責任を負う。

3. 個人情報の保護

貸金業法第9条の9は、2025年の改正により新設された条項であり、個人情報保護法の特別規定に当たる。

(1) 貸付提供目的以外での処理禁止（第9条の9第1項・第2項）

貸金業者は、貸付過程で収集した取引相手方の個人情報を、貸付の提供目的以外に利用してはならない。貸金仲介業者についても同様であり、仲介業務以外の目的で個人情報を処理することはできない。

(2) 犯罪利用目的による情報流通の禁止（第9条の9第3項）

いかなる者も、貸金業利用者の情報を使用または管理する際、犯罪に利用する目的で、または犯罪利用の事実を知らながら、個人情報を取得・提供・保管・伝達・流通してはならない。本規定は「いかなる者も」を主語としており、貸金業者・貸金仲介業者に限らず、すべての者を規制対象としている。

本条に違反した者は、5年以下の懲役または2億ウォン以下の罰金に処される（第19条第2項第4号）。この条項は、貸金業利用者の個人情報が不法な取立てやボイスフィッシング等の犯罪に悪用されることを防止するための強力な措置である。

VIII. 韓国貸付金融協会

1. 協会の設立と法的性格

貸金業法第18条の2は、2009年に韓国貸付金融協会（以下「協会」という）の設立根拠を新たに規定したものである。協会は、貸金業等の業務秩序を維持し、その健全な発展および利用者保護を図るために設立された法定協会である。

協会は法人格を有し、本店を設置し、必要に応じて支部を置くことができる。定款を作成し、金融委員会の認可を受けた日から2週間以内に本店所在地で設立登記を行うことにより成立する。

協会の法的性格は、公法上の行政機関ではなく、法律により特定の公益的機能を付与された民間の自主規制機関に分類される。対外的な強制力は限定的であるが、会員に対する拘束力は、定款・規程および加入契約により私法上の形で成立する。他方で、監督当局と連携し、報告義務・検査協力・政策執行の補助的役割を担う点において、公的機能を帯びる。

2. 協会の歴史的意義

韓国貸付金融協会の設立は、韓国の金融政策史上において重要な転換点をなすものである。1960年代から1980年代にかけて、韓国経済は高成長を遂げる過程で、金

融資源を政策金融に集中させたが、金融抑圧政策のもとで庶民層は正規金融から排除され、その空白をヤミ金が補ってきた。1997 年のアジア通貨危機以後、金融政策は開放・構造調整・金融消費者保護の三つの課題を同時に抱えるに至った。

2002 年の貸金業法制定は、貸金業を制度的規制下に置く最初の試みであったが、法制度のみでは業界の自主規律と消費者保護の両立が不十分であった。これを補う形で 2009 年に設立された協会は、法的協会として貸金業の健全な発展と金融消費者保護の両立を目的とした。

協会は 2012 年に広告審査制度を施行し、過度な営業慣行を是正した。2015 年には「貸付管理士」資格を新設し、業界の専門性を制度化した。さらに、2016 年には損害賠償保証金の預託制度を導入し、消費者被害救済の基盤を整えた。2020 年には損害賠償責任共済制度およびオンライン・アカデミーを設立する等、デジタル環境および金融消費者保護法制への対応を進めた。これらの施策は、協会が単なる業界団体ではなく、自主規制機構として、また準公共的政策パートナーとして機能していることを示している。

3. 協会の業務

貸金業法第18条の3は、協会の法定業務を定めている。

(1) 法定業務

第一に、法令遵守のための会員に対する指導および勧告。

第二に、貸金業等の利用者保護を目的とする業務方式の改善・勧告。

第三に、貸金業等に関する利用者からの苦情相談および処理。

第四に、その他、大統領令で定める協会の目的達成に必要な業務である。

(2) 大統領令で定める業務

貸金業者等の役職員に対する教育、貸金業等の発展を目的とする調査・研究、貸金業者等の広告に関する自主審査、法令違反事項等に対する自主的監視、損害賠償責任を担保するための保証金の預託および共済業務、健全な営業秩序の維持を目的とする業務方法の標準化および指導等の自主規制業務、ならびに貸金業者等の共同利益を図る事業等が含まれる。

協会は、業務に関する規定を制定・変更・廃止した場合には、遅滞なく金融委員会に報告しなければならない（第 18 条の 3 第 2 項）。これは協会内部規範の透明性および責任を強化するための措置である。

4. 協会への加入

貸金業法第18条の5は、協会加入に関する事項を定めている。

(1) 義務加入

金融委員会に登録した貸金業者等および法人格を有する貸金業者等は、協会への加入が義務づけられる。一般の貸金業者については任意加入が認められる。

(2) 加入拒否の禁止

協会は、貸金業者等が加入を申請した場合、正当な理由なくその加入を拒否したり、不当な条件を付してはならない。

(3) 会費の徴収

協会は、定款の定めに従い、会員から会費を徴収することができる。

5. 協会に対する監督

貸金業法は、協会に対して厳格な監督体制を設けている。

(1) 業務委託（第18条の7）

市・道知事の所管する貸金業教育業務は協会に委託される。また、金融委員会の業務のうち、登録・登録更新・要件審査・資格審査・変更登録・廃業届・報告および資料提出・是正命令・実態調査等の相当部分は、金融監督院に委託される。

(2) 協会検査（第18条の9）

協会は、その業務および財産状況について金融監督院長の検査を受けなければならない。金融監督院長は、検査に際し、協会に対して業務または財産に関する報告、資料提出、証人出席、証言および意見陳述を求めることができる。検査結果は金融委員会に提出され、法令違反が認められた場合には処理に関する意見書を添付しなければならない。

協会の財産状況に対する検査が必要とされる理由は、
第一に、会員の会費が本来の設立目的に即して透明かつ効率的に使用されているかを確認するためである。

第二に、不当な資金流用を防止するためである。

第三に、協会の自主規制機能の健全性を確保するためである。

第四に、間接的に消費者を保護し、市場の信頼性を高めるためである。

(3) 協会に対する措置（第 18 条の 10）

金融委員会は、協会が法令を違反した場合、協会に対して 6 か月以内の業務の一部停止、是正命令、機関警告、機関注意等の措置を講じることができる。協会役員に対しては、解任要求、6 か月以内の職務停止、懲戒警告、注意的警告、注意等を命ずることができる。協会職員に対しては、免職、6 か月以内の停職、減俸、譴責、警告、注意等の処分を協会に要求できる。

2024 年 2 月、金融委員会は、韓国貸付金融協会が 2022 年 9 月から 10 月にかけて金融監督院の検査を妨害し、法人カード使用明細および理事会議事録等の提出を拒否した事案について、協会に対して「機関警告」、当時の協会長に「懲戒警告」、関連業務担当者に「注意的警告」を付与した。これは、貸金業法第 18 条の 10 が実際に厳格に適用されていることを示す事例である。

(4) 処分等の記録および公示（第 18 条の 11）

金融委員会は、協会に対する処分または措置を記録し、維持・管理しなければならない。協会またはその役職員は、自己に対する処分・措置の有無および内容を金融委員会に照会することができる。

(5) 異議申立ての特例（第 18 条の 12）

処分または措置に不服がある者は、その通知を受けた日から 30 日以内に金融委員会に異議申立てを行うことができる。金融委員会は申立日から 60 日以内に結果を通知しなければならない。異議申立てとは別に、行政審判または行政訴訟を提起することもできる。

IX. 結論：韓国貸金業法の特徴と示唆点

1. 韓国貸金業法の主要な特徴

韓国の貸金業法には、次のような特徴がある。

第一に、登録制度による制度化である。

貸金業法は、従来非制度的に活動していたヤミ金を登録制度によって制度圏に編入している。市・道知事登録と金融委員会登録の二元的構造により、貸金業者の規模や特性に応じた差別的規制を可能としている。

第二に、厳格な金利規制である。

上限金利の年 20%は利息制限法と同水準であり、また、利息の概念を拡大し、名目のいかんを問わず金銭の授受を利息とみなすことで、脱法行為を防止している。

第三に、ヤミ金に対する強力な制裁である。

2025 年の改正により、ヤミ金融業者との利息契約を全て無効（0%）とし、商法上の法定利率の適用も排除した。これはヤミ金の経済的誘因を根本的に遮断する革新的措置である。

第四に、金融消費者保護装置の多層化である。

契約書の交付・説明義務、自筆記載義務、過剰貸付の禁止、担保提供の確認義務、仲介手数料の規制、差別の禁止、個人情報保護、損害賠償責任の保証金預託等、多層的な保護装置を整備している。

第五に、大企業系列会社への迂回支援の遮断である。

相互出資制限企業集団に属する貸金業者の大株主への信用供与を自己資本の100%以内に制限し、与信金融機関が最大株主である貸金業者については大株主への信用供与を全面的に禁止することで、貸金業者が系列企業支援の経路として悪用されることを防止している。

第六に、自主規制機構の活用である。

韓国貸付金融協会を法定協会として設立し、業界の自主規制、教育、苦情処理、広告審査、保証金預託等の機能を担わせることにより、政府規制と業界の自主規制を適切に融合させている。

第七に、広告規制の体系化である。

広告の必須記載事項、広告方法、放送広告時間の制限、広告主体の制限、虚偽・誇張広告の禁止、違法広告の電話番号の利用停止等、包括的な広告規制を通じて過度な貸付誘因を抑制している。

第八に、デジタル環境への対応である。

電子署名による契約締結、貸付仲介システムを利用した仲介業、オンライン貸付仲介業に対する別途の自己資本要件、SNS・メッセージャーを利用した違法取立ての規制等、デジタル金融環境の変化に積極的に対応している。

2. 最近の改正動向

2025年の改正は、貸金業法の規制を大幅に強化する内容を含んでいる。

(1) 自己資本要件の引上げ

すべての貸金業者および貸金仲介業者に対して最低自己資本要件を課し、その金額を大幅に引き上げた。これは、無資本または零細資本による不健全な営業の参入を防止するための措置である。

(2) 登録期間中の要件維持義務

登録時点のみならず登録期間中も登録要件を継続的に維持することを義務づけ、貸金業者の財務健全性を常時管理している。

(3) ヤミ金の利息契約の全面無効化

従来は最高金利超過部分のみを無効としていたが、利息契約全体を無効とすることで、ヤミ金の経済的利益を完全に排除している。

(4) 個人情報保護の強化

貸付目的外での個人情報の処理禁止、犯罪利用目的での情報流通禁止等の規定を新設し、貸金業利用者の個人情報に違法取立てや犯罪に悪用されることを防止している。

(5) 貸金仲介業者の案内義務の新設

貸金仲介業者に対し、貸金業利用時の留意事項等を案内することを義務づけ、金融消費者の情報アクセス権を強化している。

3. 日本および台湾への示唆点

韓国の貸金業法は、日本および台湾に対して次のような示唆を提供し得る。

(1) ヤミ金の制度圏編入の方策

韓国は登録制度を通じてヤミ金を制度圏に編入し、厳格な要件と継続的な監督によって健全性を確保する方式を採用している。これは、ヤミ金を単に禁止するのではなく、管理可能な範囲に取り込む現実的アプローチである。

(2) 金利規制とヤミ金制裁の均衡

韓国は、登録貸金業者には年 20% の上限金利を適用する一方、ヤミ金融業者に對しては利息契約自体を無効とする強力な制裁を加えることで、合法貸金業とヤミ金

との明確な区別を設けている。

(3) 金融消費者保護装置の多層化

契約段階での保護（契約書交付・説明義務、自筆記載）、営業段階での保護（過剰貸付禁止、広告規制）、事後救済段階での保護（損害賠償責任、保証金預託）といった段階別の多層的保護装置を構築することが有効である。

(4) 自主規制機構の活用

韓国貸付金融協会のような法定協会を通じて業界の自主規制を促しつつ、金融当局による厳格な監督を併行する方式は、政府規制の限界を補完する有効な手段である。

(5) デジタル金融環境への先制的対応

電子契約、オンライン仲介、P2P 融資等新たな形態の貸金業に対し、既存の規制体系を拡張・適用することが必要である。

(6) 財閥または大企業系列金融会社の規制

韓国の大株主信用供与制限制度は、貸金業者が系列企業支援の経路として悪用されることを防止する有効なモデルとなる。

4. 今後の課題

韓国の貸金業法にも、なお改善すべき課題が残されている。

(1) 登録貸金業者とヤミ金の境界管理

自己資本要件の引上げにより、零細貸金業者が廃業またはヤミ金に転化する可能性があるため、継続的なモニタリングと取締りが必要である。

(2) 仲介手数料規制の実効性向上

判例が示すように、貸金業者と仲介業者が結託して仲介手数料を債務者に転嫁する脱法行為が依然として発生しており、その監督強化が求められる。

(3) P2P 融資等新たな貸付形態への規制補完

プラットフォーム利用料等新たな名目の費用徴収が金利規制の抜け道として悪用されないよう、規制の空白を継続的に点検する必要がある。

(4) 金融消費者の意識向上

貸金業利用者が自らの権利を明確に理解し、違法行為に対して積極的に対応できるよう、教育および広報の充実が必要である。

(5) 協会の独立性と公正性の確保

韓国貸付金融協会が業界の利益代表と金融消費者保護の双方の役割をバランスよく維持できるよう、ガバナンスおよび運営の透明性を継続的に改善していく必要がある。

以上をもって、韓国貸金業法に関する発表を終える。韓国の貸金業規制体系は、1997年のアジア通貨危機以降、約25年にわたる試行錯誤を経て形成されたものであり、ヤミ金の制度圏編入、金融消費者保護、市場の健全性確保という三つの目標を均衡的に追求している。本発表が、日本および台湾の弁護士各位において、各国の貸金業規制を検討する上で有用な参考資料となることを期待する。